

## 武豊町パブリックコメント制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント制度に関する基本的事項を定めることにより、町民等の町政への参画の促進を図るとともに、町民等に対する説明責任を果たし、公正公平で開かれた町政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント制度」とは、町の基本的な政策を立案する過程において、当該立案に係る政策の趣旨、内容その他必要な事項を町民等に公表し、町民等から政策に対する意見、情報及び専門的な知識（以下「意見等」という。）の提出を受け、その寄せられた意見等に対する町の考え方を明らかにするとともに、当該意見等を考慮し本町としての意思決定を行う一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内の学校に在学する者
- (5) 本町に対して納税義務を有するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント制度を実施するものとする。

- (1) 各施策の基本的な計画等の策定又は重要な変更
- (2) 町民の権利を制限し、又は義務を課す等町民生活に直接かつ重大な影響を与える制度等の制定、改廃(金銭徴収に関する条項を除く。)
- (3) その他実施機関が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合はパブリックコメント制度を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの。

(2) 前項各号に該当するもの（以下「計画等」という。）の策定等に関し、意見聴取の手續等が法令等により定められているもの。

(3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質上パブリックコメント手續に適さないもの  
（公表時期及び公表資料）

第4条 実施機関は、計画等の立案をしようとするときは、最終的な意思決定を行う前に、当該計画等の素案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の素案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該計画等の素案を理解するために必要な資料を併せて公表するよう努めるものとする。

（公表方法）

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 町ホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項各号に定めるもののほか、必要に応じ、町広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法を積極的に活用し、公表の周知に努めるものとする。

3 実施機関は、前条の規定による公表を行うときには、意見等の提出先、提出方法、提出期間等必要な事項を併せて明示するものとする。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、町民等が計画等の素案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、原則として1月程度を目安として提出期間を定めるものとする。

2 意見等の提出は、次に掲げる方法とする。

(1) 電子メール

(2) ファクシミリ

(3) 郵便

(4) 実施機関が指定する場所への直接書面による提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

3 意見等を提出しようとする町民等は、原則として住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を明らかにしなければならない。

4 実施機関は、意見等を提出した個人又は法人の氏名、名称等の個人又は法人の属性に関する情報を公表する場合には、計画等の素案を公表するときにその旨を明示するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、提出された意見等を考慮して計画等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等についての意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する町の考え方を公表するものとし、当該計画等の素案を修正したときは、修正の内容及びその理由を公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、公表することにより提出した者の権利又は利益を害する恐れがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。

3 実施機関は、提出された意見等に対する個別の回答は行わないものとし、提出された意見等のうち類似の意見等及びこれに対する町の考え方をまとめて公表するものとする。

4 第5条第1項及び第2項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

(実施状況の把握)

第8条 町長は、パブリックコメント制度を実施している案件について、その実施状況を取りまとめ、一覧表を作成し、町ホームページに掲載するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見等の提出期限及び計画等の素案の入手方法並びに問い合わせ先を明記するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に立案の過程にある計画等で、町民等の意見を反映させる機会を確保する手続を経たもの又は早急に意思決定を行う必要があるものについては、この要綱の規定は適用しない。